第69号議案

春日市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月2日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

災害 R 慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)等の一部改正に伴い、災害援護資金の償還免除等の判断のために必要な報告等に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

春日市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第15号)の一部を次のように 改正する。

第15条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13 条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものと する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。